

国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令案要綱

第一 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正（第一条関係）

市町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国庫負担の割合を引き下げることに伴い、当該年度における当該国庫負担の割合を百分の三十四から百分の三十二に引き下げる等の規定の整備を行うこと。

第二 国民健康保険法の一部を改正する法律附則第三条第二項の規定により算定した同条第一項第一号に掲げる額の規定（第二条関係）

国民健康保険法の一部を改正する法律附則第三条第二項に規定する政令の定めるところにより算定した同項第一号に掲げる額について、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第二条第二項の規定により読み替えられた同条第一項第一号の規定の例により算定した額とするものとする。

第三 国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置（第三条から第五条まで関係）

国民健康保険制度における国庫負担に関する事項及び都道府県負担に関する事項について、所要の経過

措置を設けること。

第四 施行期日等

一 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 経過措置

この政令の施行に伴う所要の経過措置を設けること。 (附則第二条関係)